

# 定 款

一般社団法人鳥取県消防設備協会

# 一般社団法人鳥取県消防設備協会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県消防設備協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、消防設備等の工事及び維持管理の適正かつ円滑な実施を推進するとともに、消防設備関係業務に携わる者の資質の向上及び防火・防災思想の普及を図ることによって、県民の生命及び財産を火災から保護し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化の推進
- (2) 消防用設備等に関する各種講習会の実施
- (3) 刊行物等の斡旋
- (4) 防火・防災思想の普及広報
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は鳥取県において行うものとする。

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する団体又は個人であって、次条によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 鳥取県内で消防用設備等の設置に係る工事及び維持管理の業務に携わる者で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 前号に掲げる者以外の者で、この法人の目的に賛同して入会したもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。  
2 会員は、前項の会費の支払いについては、相殺をもってこの法人に対抗することができない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。  
(1) この定款その他の規則に違反したとき。  
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。  
(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。  
(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。  
(2) 総正会員が同意したとき。  
(3) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

## 第4章 会 員 総 会

（構 成）

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。  
2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権 限）

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。  
(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとしては法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上6名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとする。

- 4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(召集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長が務めるものとする。ただし前項の規定により副会長が理事会を招集したときは、出席した理事の互選により議長を定めるものとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

## 第8章 顧 問

(顧問)

第34条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、会長の相談に応ずる。
- 4 顧問の任期は、2年以内の必要な期間とし、その期間を会長は明示するものとする。

- 5 補欠として選任された顧問の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 6 顧問は、無報酬とする。

## 第9章 事務局

(事務局)

- 第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第36条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第37条 この法人は、会員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第38条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鳥取県において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

## 第12章 補 則

(委員会)

- 第40条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。
  - 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。



(実施細則)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、山下竜一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。